

## 建築基準法第48条の許可に係る横浜市公聴会開催要領

### (目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第48条の許可に係る公聴会の開催に関し、法及び建築基準法に基く横浜市公聴会規則（昭和27年6月25日横浜市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法及び規則に定めるところによる。

### (開催場所)

第3条 公聴会の開催場所は、原則として、当該案件に係る敷地が存する区（複数の区にまたがる場合は、適当な1区）の公共施設その他適当な場所で行うものとする。

### (開催の周知)

第4条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日時及び場所について、横浜市報への掲載及び当該敷地に看板等を設置することにより周知するものとする。

### (公述の申出)

第5条 公述の申出は、規則第2条第1項第2号及び第2項の規定による利害関係者のうち公聴会に出席して意見を述べたい者が、氏名、住所及び電話番号を市長に申し出るものとする。

2 公述の申出の期間は、前条による横浜市報の掲載日から起算して7日間とする。

3 規則第2条第2項の規定に基づく区域は、以下に定めるものとする。

- (1) 「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条に基づく許可基準」に係る許可の場合は、当該案件に係る敷地の境界線からの水平距離が15メートル以内の区域
- (2) 生産緑地内の農業用倉庫の場合は、当該案件に係る敷地の境界線からの水平距離が15メートル以内の区域
- (3) 工場・研究所等の臭気、騒音、振動等の発生のおそれのある建築物の場合は、当該案件に係る敷地の境界線からの水平距離が100メートル以内の区域
- (4) 交通量の増加が見込まれる集客施設や大規模建築物の場合は、当該案件に係る敷地の境界線からの水平距離が100メートル以内の区域

### (公述人の選定)

第6条 市長は、公述人を前条の規定により公述の申出をしたもの（以下「公述申出人」という。）から選定するものとする。

- 2 公述申出人が20名を超えた場合は、抽選により選定する。
- 3 市長は、前項の規定により公述人を選定したときは、選定結果について公述申出人に書面により通知するものとする。
- 4 公述人から辞退の申出があった場合は、市長は、公述申出人のうちから公述人の補充の選定をすることができる。

(公述の辞退)

第7条 公述人は、公述を辞退する場合には、氏名、住所、電話番号及び辞退の理由を公聴会の前日までに、市長に書面で提出するものとする。

(計画の説明)

第8条 市長は、建築主に対して、公聴会に先立ち、規則第2条第1項第2号に規定する区域（規則第2条第2項の規定を適用する場合はその区域）に居住する者若しくは同区域に家屋若しくは土地を所有する者（権利者を含む）に計画の説明を行うよう依頼するものとする。

(公述時間)

第9条 市長は、公聴会の運営を円滑にするため、規則第9条第1項の規定による口頭陳述の時間（以下「公述時間」という。）を定めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により公述時間を定めた場合は、その旨を公述人に書面により通知するものとする。

(傍聴)

第10条 公聴会の傍聴は先着順とする。

(代理人又は文書による意見の提出)

第11条 規則第4条第2項の規定による委任状には、公述人及び代理人の氏名、住所、公述人と代理人との関係及び委任日を記載し、公述人が押印するものとする。

- 2 規則第9条第2項の規定による陳述書には、公述人の氏名、住所及び意見の要旨を記載するものとする。

附則

この要領は平成24年5月1日から施行する。

改正

この要領は令和3年7月1日から施行する。